

国有林野の貸付面積の拡大

(国家戦略特別区域法 第16条の3)

規制改革の内容

特例措置前

国有林の貸付・使用可能な面積は
5ha以内



特例措置

国有林野の活用促進のため、貸付け等
の面積(上限)を10haに拡大



効果

経営規模の拡大による地域の産業振
興を後押し

規制改革の概要

国有林を活用した地域の産業振興の後押し。



【活用例】

農産物の栽培



近未来技術の実証実験



国有林野を活用した畜産